

# 「環境行動計画2008」の点検及び見直し

平成22年3月

国土交通省

# 目 次

1. 点検及び見直しの位置づけ	……………P. 2
2. 点検結果及び見直し	……………P. 3
2. 1 点検結果	
2. 2 分野毎の取組状況	
2. 3 見直しの概要	
3. 今後の取組	……………P. 6
資料 1 平成 20 年度から平成 21 年度にかけての国土交通行政に係る 環境政策に関する動向	……………P. 7
資料 2 法令及び計画	……………P. 9
資料 3 環境政策に関わる審議会等での審議状況	……………P. 11
資料 4 平成 20 年度補正予算及び平成 21 年度予算（平成 21 年度 第一次補正予算を含む）の状況	……………P. 12
資料 5 平成 21 年度税制改正の状況	……………P. 14

## 1. 点検及び見直しの位置づけ

環境行動計画2008（以下「本計画」という。）は、環境政策をめぐる情勢の変化を踏まえ、施策体系を再構築し、国土交通省にける環境問題に対する取り組みを強化するものであり、併せて国土交通行政における環境配慮の体系とその実施状況を自ら点検する体制を明らかにするものである。

本計画は、目標期間を平成24年度までの5ヵ年と設定しており、本計画に基づく取り組みの進め方として、定期的な点検を実施し、その状況を広く国民に公表することとしている。

平成21年度の点検は、計画期間の初めての点検にあたり、平成20年度の実績、平成21年度の取組の状況について点検を行った。

また、本計画では、必要に応じ改善措置を講じるとともに計画の見直しを行う旨を位置づけており、平成21年度の点検結果や、社会資本整備重点計画及び総合物流施策大綱の策定を踏まえた所要の見直しを行った。

点検及び見直しは、国土交通省環境政策推進本部幹事会で行った。

## 2. 点検結果及び見直し

### 2. 1 点検結果

本計画の第3章別表（各施策一覧表）に示された224施策について、点検を行った。

点検の内容は、平成20年度における取組状況について、可能な限りアウトカムを含めて定量的な評価を行うとともに、定量的・定性的な目標を設定している場合は、進捗状況をまとめた。また、今後の見通し及び課題として、平成21年度取組状況について、評価した。

本点検は、平成24年度を目標年度とする5カ年の計画期間の初年度の点検にあたることから、顕著な進捗が見られたものは少ないが、大半の施策において取組の進捗が見られた。なお、京都議定書の目標達成計画に関連する項目については、当該計画に基づき、別途点検が進められているところである。

### 2. 2 分野毎の取組状況ポイント

今後国土交通省として重点的に推進すべき環境政策の分野の「5つの柱」毎の施策の点検の概要及び代表例は以下の通り。

#### 1) 京都議定書の目標達成に向けた取組（1. 関係）

##### ①低公害車普及／次世代低公害車開発・実用化の促進

バス、トラック事業者を中心に、CNGバス、トラック等の導入に対する支援を行うとともに、CNG車普及促進モデル事業に2地域を指定する等により、低公害車の普及を促進した。また、独立行政法人交通安全環境研究所が中心となって、自動車メーカー等の協力を得ながら、非接触給電ハイブリッド車、スーパークリーンディーゼルエンジン等、計7車種の環境性能を格段に向上させた次世代大型車等について、研究・開発、実証走行試験の実施のほか、その成果を踏まえた技術基準の整備を進めているところ。

その結果、平成20年度のCO<sub>2</sub>排出削減量は2,086万トンに達した（目標：2,470～2,550万トン（平成22年度））。

##### ②改正省エネ法による住宅・建築物の省エネ性能の向上

第169回国会において省エネ法を改正し、大規模な住宅・建築物に係る担保措置の強化を行うとともに、住宅・建築物に係る省エネ措置の届出等の義務づけ対象を一定の中小規模の住宅・建築物へ拡大する等の措置を講じた。

省エネ改修促進税制など他の施策の推進と併せて、その結果、平成19年度の省エネ判断基準の適合率は、新築住宅については36%（目標：66%（平成22年度））に留まっているものの、新築建築物については85%の目標（平成22年度）を達成している。

## 2) 温暖化に対応した社会の骨格作り (2. 関係)

### ①住宅の長寿命化への取組

長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成していくため、平成 21 年 6 月に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律 (平成 21 年法律第 38 号)」が公布されたほか、長期優良住宅普及促進税制の創設や長期優良住宅等推進事業、住宅履歴情報の整備、長期優良住宅に対応した住宅ローン等を実施した。

## 3) 負の遺産の一掃と健全な国土に向けた取組 (3. 関係)

### ①良好な海域環境の保全・再生・創出～干潟の再生～

過去の開発等により失われた良好な自然環境である湿地、干潟の中で、回復可能な面積約 7,000ha (湿地 3,000ha、干潟 4,000ha) のうち、自然再生事業等の実施により、平成 20 年度までに 1,537ha (湿地 69ha、干潟 1,468ha) を再生した。

平成 20 年度は、堺泉北港、広島港等にて事業を実施した。

## 4) 環境を優先した選択の支援・促進 (4. 関係)

### ①政府実行計画等の着実な実施

「国土交通省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」について、約束期間は平成 22 年度開始であるが、率直的な取組の結果、温室効果ガス総排出量が、平成 19 年度時点で基準年度 (平成 13 年度) 比 31.3%減を達成し、目標の 8.5%減を大きく上回った。

### ②環境負荷の「見える化」の推進

エコレールマークは平成 20 年度末時点で、認定企業 50 社・認定商品 32 商品 (平成 20 年 6 月時点：認定企業 40 社・認定商品 20 商品) と、認定件数が確実に増加し、エコシップマークも平成 20 年度末時点で、荷主 12 者、物流事業者 13 者が認定されているところである。

また、建築物総合環境性能評価システム (CASBEE) については、評価マニュアルの改訂が進められた。

## 5) 地球環境時代の技術開発・国際貢献 (5. 関係)

### ①鉄道分野における国際貢献

ブラジル、米国等の鉄道整備案件について、我が国鉄道システムが採用されるよう相手国政府への働きかけ、PR 活動を行うとともに、ASEAN 諸国等に対して ODA を通じた技術協力等を実施した。引き続き、海外の鉄道整備案件について我が国鉄道システムが採用されるよう相手国政府に働きかける。

## 2. 3 見直しの概要

1) 平成 21 年度に策定された社会資本整備重点計画及び総合物流施策大綱を踏まえた計画の見直しを行い※、新たに以下の目標を設定した。

- ・ 汚水処理人口普及率
- ・ 良好な水環境創出のための高度処理実施率
- ・ 合流式下水道改善率
- ・ 都市域における水と緑の公的空間確保量
- ・ 総合的な土砂管理に基づき土砂の流れが改善された数
- ・ 都市における良好な自然環境の保全・創出に資する公園・緑地
- ・ 水辺の再生の割合
- ・ 三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合
- ・ 湿地・干潟の再生の割合

※本計画では、「今後の見直しに当たっては、次期『社会資本整備重点計画』及び次期物流施策大綱の策定が今後予定されているため、両者の内容を十分に反映させることに留意する必要がある」と記載されているところ。

2) 新規施策として、以下の 3 施策を追加した。

- ・ 物流事業者、荷主企業、関係地方公共団体等物流に係る多様な関係者の連携による輸配送の共同化、モーダルシフトの推進等物流の効率化を図る取組を支援する「多様な関係者の連携による物流効率化推進事業」
- ・ 里山地域の土砂災害からの安全を図るのと併せ、自然環境豊かで災害に強い地域づくりを推進する里山砂防
- ・ 民間事業者等の温室効果ガス削減の取組の普及に向けた調査・支援を行うモデル事業

### 3. 今後の取組

本点検・見直しを踏まえ、各施策において、引き続き取組を推進する。

地球温暖化対策について、平成21年12月の気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)等において、全ての主要国が参加する公平で実効性のある枠組みの構築と野心的な目標の合意を前提に、2020年に、温室効果ガスを1990年比で25%削減するとの中期目標を掲げている。現在、国土交通大臣もメンバーである「地球温暖化問題に関する閣僚委員会」の下で、中期目標の達成に向けた検討が行われているところであり、今後一層施策の充実や取組の加速・強化が求められている。

また、生物多様性の保全についても、平成22年10月に名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)や生物多様性国家戦略の改定を踏まえて、施策・数値目標の充実や取組の強化を図る必要がある。

## 資料 1 平成 20 年度から平成 21 年度にかけての国土交通行政に係る環境政策に関する 動向

### ○地球温暖化対策

#### ・G8 北海道洞爺湖サミット

地球温暖化問題に関し、平成 20 年 7 月に我が国が議長国となり行われた G 8 北海道洞爺湖サミットにおいて、「主要国は、2050 年までに世界全体の温室効果ガス排出量の少なくとも 50%削減を達成する目標を、気候変動枠組条約のすべての締約国と共有し、採択を求める」ことで合意した。

#### ・環境モデル都市

内閣官房地域活性化統合本部において、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市を「環境モデル都市」として選定し、関係省庁が連携してその実現を支援するもので、平成 20 年 7 月に 6 都市が、平成 21 年 1 月には 7 都市が選定された。

平成 20 年 12 月には、「環境モデル都市」の優れた事例の全国展開や国内外への情報発信のため、意欲ある自治体、関係省庁、政府関係機関等から構成される「低炭素都市推進協議会」が設立された。

#### ・中期目標（2020 年温室効果ガス削減目標）

平成 21 年 12 月の COP15 において、先進国の中期目標や途上国の排出削減計画、途上国支援などが記載された「コペンハーゲン合意」を留意することが決定された。我が国は、本合意に賛同し、すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、2020 年に、温室効果ガスを、1990 年比で 25%削減するとの目標を提出した。

### ○自然共生と生物多様性の保全

平成 20 年 5 月に開催された COP9（ドイツ・ボン）において、平成 22 年 10 月に生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）を名古屋市で開催するとの決定が採択された。

平成 20 年 9 月には、生物多様性条約第 10 回締約国会議及びカルタヘナ議定書第 5 回締約国会議の我が国開催に関する関係省庁連絡会議（局長級）が設置、開催された。

また、平成 21 年 12 月には生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）に関する関係副大臣等会議が設置され、COP10 においてその設定が重要な課題となる「ポスト 2010 年目標」等が議論されている。

さらに、平成 22 年 3 月には、平成 20 年 6 月に施行された生物多様性基本法を踏まえ、第三次生物多様性国家戦略を改定し、「生物多様性国家戦略 2010」が策定（閣議決定）された。

#### ○循環型の社会経済システムの構築

社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の合同会合では、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の施行状況について、平成19年11月から、同法の規定に基づく施行後5年の評価・検討を進め、平成20年12月11日の第7回合同会合において、「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について」がとりまとめられた。

## 資料2 法令及び計画

### ○環境に関する法律の制定・改正

#### ・生物多様性基本法（平成20年6月法律第58号）

生物多様性の保全と持続可能な利用を推進することで、生物多様性の恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的としており、生物多様性条約に基づく生物多様性国家戦略の策定が明確に規定され、生物多様性の保全と利用に関する基本原則、年次報告などの国会提出（いわゆる生物多様性白書の作成）、国が講ずべき13の基本的施策など、我が国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示された。また、地方公共団体、事業者、国民や民間団体の責務等について規定された。

#### ・バイオマス活用推進基本法（平成21年6月法律第52号）

バイオマス活用の基本理念を定め、政府として「バイオマス活用推進基本計画」を策定することとするとともに、バイオマスの活用に必要なとされる基本的施策を盛り込み、その実現に向けて「バイオマス活用推進会議」や「バイオマス活用推進専門家会議」を設置すること等を具体的内容としている。

#### ・美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年7月法律第82号）

##### （海岸漂着物処理推進法）

海岸における良好な景観及び環境を保全するため、海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図ることを目的とし、国・地方公共団体・事業者及び国民の責務、関係者間の連携の強化、国による基本方針及び都道府県の地域計画の策定、海岸漂着物等の円滑な処理、発生の抑制、財政上の措置、海岸漂着物対策推進会議の設置等について規定。

#### ・エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律（平成20年5月法律第47号）

地球温暖化対策の一層の推進のため、業務・家庭部門に係る対策を強化。工場・事業場単位のエネルギー管理から、事業者（企業）単位でのエネルギー管理に規制体系に改正。一定の中小規模の建築物（床面積300㎡以上）について、省エネ措置の届出等を義務づけ。

#### ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成20年6月法律第67号）

排出抑制指針の策定、都道府県・一定の市による地域の計画策定等について規定。

- ・ 土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成 21 年 4 月法律第 23 号）

法に基づかない土壌汚染の発見の増加、掘削除去の偏重、汚染土壌の不適正な処理による汚染の拡散という問題に対応するため、土壌の汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化等、搬出土壌の適正処理の確保等について規定。

#### ○環境に関連する計画の策定等

- ・ 国土形成計画（全国計画（平成 20 年 7 月 4 日閣議決定）・広域地方計画（平成 21 年 8 月 4 日決定））

全国計画は、今後概ね 10 年間に於ける国土づくりの方向性を示すものであり、環境保全に関する基本的な施策として、「人間活動と自然のプロセスとが調和した物質循環の構築」や「健全な生態系の維持・形成」を図ることとしている。さらに、全国計画を受けて、広域ブロックの自立的発展に向け、各地域のランドデザインをとりまとめた広域地方計画が決定された。

- ・ 低炭素社会づくり行動計画（平成 20 年 7 月 29 日閣議決定）

「日本としても 2050 年までの長期目標として、現状から 60～80%の削減を行う」ことを掲げ、長期目標の実現のために、太陽光発電の導入量の大幅拡大や次世代自動車の大幅導入等を目指すこととしている。

- ・ 自然再生基本方針改定（平成 20 年 10 月 31 日閣議決定）

自然再生法施行から 5 年が経過したことから、第三次生物多様性国家戦略及び生物多様性基本法を踏まえ、改定。

- ・ 社会資本整備重点計画（平成 21 年 3 月 31 日閣議決定）

環境に関する重点目標として、地球温暖化の防止や循環型社会の形成のほか、良好な景観の形成、自然環境の保全・再生等、水質の改善、交通に起因する大気汚染や騒音等の改善を促進することにより、豊かで快適な生活空間の形成を図ることを定めている。関連する指標として汚水処理人口普及率や水辺・湿地・干潟の再生の割合等を設定。

- ・ 総合物流施策大綱（平成 21 年 7 月 14 日閣議決定）

今後推進すべき物流政策の基本的方向性の柱の一つとして、「環境負荷の少ない物流の実現等」を挙げており、輸送モードごとの総合的な対策、モーダルシフトを含めた輸送の効率化、環状道路の整備、ITSの推進等の交通流対策、地方公共団体、荷主、物流事業者等の多様な関係者の連携による取組み、効率的な静脈物流の構築を推進していくこととしている。

### 資料3 環境政策に関連する審議会等の審議状況

○社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会

平成20年6月13日 第10回合同会議

平成20年11月28日 第11回合同会議

平成21年6月18日 第12回合同会議

○社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会

平成20年12月11日 第7回合同会合 「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討について」 とりまとめ

(中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会との合同会合)

○社会資本整備審議会河川分科会気候変動に適応した治水対策検討小委員会

平成20年9月26日 第9回

平成20年12月19日 第10回

○社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会

平成21年1月16日 第4回

平成21年3月27日 第5回

平成21年4月22日 第6回

平成21年5月27日 第7回

平成21年6月24日 第8回 建築環境部会における中間取りまとめ

同 省エネルギー判断基準小委員会

平成20年9月26日 第1回

平成20年10月31日 第2回

平成20年11月10日 第3回

平成20年12月24日 第4回

同 LCCO<sub>2</sub>配慮建築物小委員会

平成21年9月16日 第1回

○社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会

平成20年9月1日 第4回

平成21年6月12日 第5回

#### 資料4 平成20年度補正予算及び平成21年度予算の状況

##### ① 平成20年度補正予算

平成20年8月の「安心実現のための緊急総合対策」を踏まえ平成20年10月に編成された第一次補正予算においては、省エネ・新エネ技術の抜本的導入促進として、官庁施設の一層のグリーン化の推進、航路標識の省エネ化等、住宅・建築物における健康被害の防止の促進（アスベスト対策）等が計上された。

平成20年10月の「生活対策」を踏まえ、平成21年1月に編成された平成20年度第二次補正予算においては、既存住宅・建築物ストックの省エネ改修緊急促進事業の推進等が計上された。

##### ② 平成21年度当初予算

平成21年度予算においては、低公害車等普及促進対策費補助金、「地域公共交通活性化・再生総合事業」の拡充、長期優良住宅等推進事業、静止地球環境観測衛星の整備等が計上された。

##### ③ 平成21年度補正予算

平成21年4月の「経済危機対策」では、「Ⅱ．成長戦略－未来への投資」として「低炭素革命」が一つの柱として位置づけられ、国土交通省に関連する施策としては、公共建築物等への太陽光発電の導入促進、環境対応車への買換えなど普及促進、低炭素交通・物流インフラの確信（次世代交通関連技術開発）などが計上されたほか、環境に資する施策として、「地域活性化等」などにおいて、地域交通の活性化等やコンパクトで人と環境に優しい都市・地域づくり（歩行空間・自転車利用環境の整備等）などが進められることとなった。

これを受けた平成21年度第一次補正予算においては、公共建築物への太陽光発電の導入促進等（198億円）、環境対応車への買換えなど普及促進（149億円）、低炭素交通・物流インフラの革新（次世代交通関連技術開発）（283億円）など、低炭素革命として国費664億円が計上された。

なお、これらの予算のうち、公共建築物への太陽光発電の導入促進等の一部のものについては、執行が停止された。

平成21年12月の「明日の安心と成長のための緊急経済対策」を踏まえ、平成22年1月に編成された平成21年度第二次補正予算においては、事業用自動車に係る環境対応車への購入補助の延長（305億円）、住宅版エコポイント制度の創設（333億円。他に経済産業省、環境省計上分667億円がある）などが計上された。

(参考1) 京都議定書目標達成計画関係予算 (単位: 百万円)

	平成20年度	平成21年度
京都議定書6%削減約束に 直接の効果があるもの	12,169	12,262
室効果ガスの削減に中長期 的に効果があるもの	6,778	25,085
その他結果として温室効果 ガスの削減に資するもの	88,715	60,507
基盤的施策など	2,169	10,722
合 計	109,831	108,576

(参考2) 環境保全経費 (単位: 百万円)

	平成20年度	平成21年度
地球環境の保全	67,721	71,656
大気環境の保全	187,611	140,263
水環境、土壌環境、地盤環境 の保全	684,117	649,382
廃棄物・リサイクル対策	11,377	11,065
化学物質対策	0	12
自然環境の保全と自然との ふれあいの推進	118,506	107,721
各種施策の基盤となる施策 等	215	211
合 計	1,069,547	980,311

## 資料5 平成21年度税制改正の状況

住宅に係る省エネ改修促進税制の延長、省エネ改修に係る投資型減税の創設、自動車グリーン税制の延長及び拡充等が措置された。